同時発表：
筑波研究学園都市記者会（参考配布）

豊橋技術科学大学との連携協定の締結について（お知らせ）

平成１８年１１月７日
独立行政法人物質・材料研究機構

この度、独立行政法人物質･材料研究機構と豊橋技術科学大学との間で、「国立大学法人豊橋技術科学大学と独立行政法人物質・材料研究機構との連携の推進に関する協定」と「国立大学法人豊橋技術科学大学と独立行政法人物質・材料研究機構との教育研究協力に関する協定」結ぶ運びとなりました。

下記の通り調印式を行うこととなりましたので、ご連絡申し上げます。

記

１．調印日時　平成１８年１１月１０日　正午

２．場　　所　独立行政法人物質･材料研究機構 東京会議室

３．署 名 者　当機構理事長　　岸　輝雄
　　豊橋技術科学大学・学長　　西永　頌

(問い合わせ先)
独立行政法人物質・材料研究機構
連携推進室　　(電話　029-859-6085)
国際・広報室　(電話　029-859-2026)

【別添】

１．

国立大学法人豊橋技術科学大学と独立行政法人物質・材料研究機構との連携の推進に関する協定の概要

独立行政法人物質･材料研究機構（岸　輝雄　理事長）と豊橋技術科学大学は、我が国の学術及び科学技術の振興に資するために連携協力することで、基本合意に達し、連携の推進に関する協定を締結します。

物質･材料研究機構は我が国唯一の材料研究に特化した研究機関であり、豊橋技術科学大学は技術を科学で裏付け、新たな技術を開発する学問、〝技術科学〟の教育・研究を使命とする特色のある大学であることから、両者の研究開発能力と及び人材等を活かすことで特色のある成果が期待できます。

本協定の内容は、 主として研究交流、人材交流、人材育成の３点について連携協力すすめるもので、そのために両者で連携委員会を設置して連携協力の促進をはかるというものです。

２．

国立大学法人豊橋技術科学大学と独立行政法人物質・材料研究機構との教育研究協力に関する協定の概要

物質・材料研究機構の研究者が、豊橋技術科学大学の大学院客員教授等として委嘱され、研究機構において豊橋技術科学大学の大学院生を受け入れ、学位論文（修士論文、博士論文）の研究指導に当たります。

【補足資料１：連携の推進に係わる協定書】

国立大学法人豊橋技術科学大学と独立行政法人物質・材料研究機構との連携の推進に関する協定書

国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「大学」という。）と独立行政法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）は，連携協力の推進にあたり，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は，大学及び機構が両者の研究開発能力及び人材等を活かし，連携協力することによって，我が国の学術及び科学技術の振興に資することを目的とする。

（連携協力の推進）

第２条　大学及び機構は，次の事項について連携協力を推進する。

（１）研究交流

（２）人材交流

（３）人材育成

（４）その他の目標達成のために必要な事項

（連携委員会の設置）

第３条　大学及び機構は，密接な連携協力を促進するため「連携委員会」を設置し，必要に応じて開催するものとする。

２　第２条に定める連携協力の具体的な事項は，連携委員会で定めるものとする。

３　連携委員会の構成ならびに運営に関して必要な事項は，別途定めるものとする。

（事務局の設置）

第４条　連携協力の推進のため，双方に事務局を置く。

２　事務局は，大学は総務部研究協力課に置き，機構は連携推進室に置く。

３　事務局は，互いに協力して，本協定に係るすべての連携協力が円滑かつ効果的に運営されるよう努力するものとする。

（協議）

第５条　この協定の定めにない事項について，これを定める必要があるときは，両者協議の上，定めるものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は，両者代表の署名完了の日から平成２２年３月 31 日までとする。ただし，両者は，３ヶ月前の文書による通知により，本協定を修了できるものとする。

また，当該通知がなされない場合は，本協定の満了する日の翌日から起算して１年間更新されるものとする。

本協定の締結の証として，本書２通を作成し，それぞれ各１通を保有するものとする。

平成 18 年　月　日

豊橋市天伯町雲雀ケ丘 1－1
国立大学法人豊橋技術科学大学
学長　西永　頌

平成 18 年　月　日

つくば市千現１－２－１
独立行政法人物質・材料研究機構
理事長　岸　輝雄

【補足資料２：教育研究協力に関する協定書】

国立大学法人豊橋技術科学大学と独立行政法人物質・材料研究機構との教育研究協力に関する協定書

国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「大学」という。）と独立行政法人物質・材料研究機構（以下「研究機構」という。）は、相互に連携し、大学の大学院における教育研究活動の一層の充実を図るとともに、研究機構の研究活動を推進し、その成果の普及を促進することにより、我が国における学術及び科学技術の発展に寄与するために、次のとおり協定を締結する。

（客員教授等の委嘱）

第１条　大学は、大学院の教育研究活動を一層活性化するために、研究機構と協議の上、大学の教授等として十分な見識・専門知識を有する研究機構の研究者を、客員教授又は客員助教授（以下「連携教員」という。）に委嘱する。この場合、連携教員候補者の資格審査は、大学の所定の手続きに則して行う。

２　連携教員の任期は、１年以内とする。ただし、必要に応じて更新することができるものとする。

（連携教員の委嘱の要件）

第２条　連携教員の委嘱にあたっては、以下の各号を要件とする。

（１）　本務に支障を生じせしめないこと

（２）　大学の管理運営については、一切の責任を負わせないこと

（研究指導等）

第３条　連携教員は、大学の要請に応じて、大学院学生に対し研究指導等を行うことができる。

２　連携教員が研究指導等を担当できる大学院学生は、原則として連携教員１名あたり毎年度１名とする。

３　連携教員は、大学の要請に応じて、研究機構において必要と認める場合には、大学の教育活動に対する協力を行うことができる。

（研究指導の継続への支障）

第４条 研究機構における大学院学生の研究指導等に関し重大な支障を生じた場合には、大学と研究機構が協議して対処するものとする。

（共同指導教員）

第５条　連携教員が研究指導を行う大学院学生に対しては、大学に共同指導教員を置くものとする。

２　共同指導教員は、連携教員に協力して大学院学生の研究指導等に関し、補完的な役割を担当する。

（大学院学生の研究機構における身分）

第６条　研究指導等を受ける大学院学生の研究機構における資格・身分は、研究機構の定めるところによる。

（大学院学生の保険加入義務）

第７条　大学は、大学院学生が研究機構において研究指導等を受ける場合の災害事故に係わる対応として、大学院学生が学生教育研究災害傷害の保険に加入することを義務付けるものとする。

（事故への対応）
第８条　研究機構において大学院学生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について調査の上、大学と研究機構が協議して対処するものとする。
２　前項において、大学院学生の故意又は重大な過失以外の事故により設備等を損傷した場合は、大学院学生及び大学はその責を負わない。
３　第１項において、研究機構職員の故意又は重大な過失以外の事故により大学院学生が身体に傷害を受けた場合は、研究機構はその責を負わない。

（大学院学生の授業科目の履修）
第９条　研究機構において研究指導等を受ける大学院学生は、課程修了に必要な授業科目は大学で履修する。

（研究成果の公表）
第 10 条　大学院学生が研究機構において研究指導等を受けて得た研究成果は、原則として公表できるものとし、その公表の手続きは、研究機構の定めるところによる。

（知的財産権の取扱い）
第11条　大学院学生が研究機構において研究指導等を受けて得た研究により生じた知的財産権（「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令に定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。）の帰属は研究機構の定めるところによる。

（その他）
第12条　この協定書に定めのない事項、若しくはこの協定書の解釈に疑義を生じた事項については、大学と研究機構が協議の上、決定するものとする。

（協定の発効）
第13条　この協定は、平成１９年４月１日から実施する。

本協定の締結の証として、本書２通を作成し、それぞれ各１通を保有するものとする。

平成１８年　　月　　日	平成１８年　　月　　日
豊橋市天伯町雲雀ヶ丘１－１	つくば市千現１－２－１
国立大学法人豊橋技術科学大学	独立行政法人物質・材料研究機構
学長	理事長